

第2項先進医療として届出のあった新規技術に対する事前評価等について (6月受付分)

先 — 2
22. 9. 7

整理 番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用 ^{※1※2} (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用 ^{※2} (「保険外併用療養費」)	受付日 ^{※3}	事前評価 担当構成員 (敬称略)	総評	その他 (事務的対応等)
216	根治的前立腺全摘除術における内視鏡下手術用ロボット(da vinciS)支援(前立腺がんに係るものに限る。)	前立腺癌	87万円 (1回)	65万4千円	H22.3.25	吉田 英機	適	別紙1
217	内視鏡手術支援ロボット(da Vinci S Surgical System)による胃手術	D2リンパ節郭清にてR0の根治術が望める胃癌症例、および消化管再建を必要とする粘膜下腫瘍	100万9千円 (1回)	90万5千円	H22.5.19	笹子 三津留	否	別紙2
218	腰椎椎間板ヘルニアに対する椎間板内加圧注射療法	鎮痛薬の内服および点滴、神経ブロック、理学療法などの保存的治療に抵抗した難治性椎間板ヘルニアを適応とする。	5万2千円 (1回)	3万8千円	H22.6.1	—	—	返戻 (取り下げ)

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。

第2項先進医療として届出のあった新規技術に対する事前評価等について (7月受付分)

整理 番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用 ^{※1※2} (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用 ^{※2} (「保険外併用療養費」)	受付日 ^{※3}	事前評価 担当構成員 (敬称略)	総評	その他 (事務的対応等)
219	炭素11標識メチオニンによるPET診断	多発性骨髄腫、副甲状腺腺腫、肺癌、脳腫瘍、頭頸部癌	6万4千円 (1回)	4万6千円	H22.6.25	田中 良明	適	別紙3
220	自家培養真皮を用いた糖尿病性潰瘍に対する創床形成療法	糖尿病性潰瘍を対象とする。糖尿病性潰瘍とは、糖尿病による動脈閉塞あるいは末梢神経障害を原因とする潰瘍である。創傷治癒機転が働き難い難治性潰瘍の代表的な潰瘍であり、足趾切断あるいは下腿、大腿切断といった大切断に至ることも多く報告されている。	84万7千円 (1回)	41万4千円	H22.7.7	—	—	返戻 (薬事法適応外)
221	内視鏡手術支援ロボット(da Vinci S Surgical System)による食道手術	食道腫瘍(胸腔鏡下手術が可能なものに限る)	143万3千円 (1回)	144万6千円	H22.7.8	—	—	返戻 (追加書類待ち)

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。